

国立障害者リハビリテーションセンター学院
学校養成所施設関係者評価委員会設置要綱

国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施する学校養成所施設（以下「学院」という。）における学校教育法等に基づく学校関係者評価に関する委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

（設置の目的）

第1条 学院の職員とその関係者らが理解を深め合うことによって、学校評価（自己評価）（以下「自己評価」という。）の客観性や透明性を高めるとともに、学院のサービス向上を図ることを目的にこの委員会を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において「学院の関係者」とは、学院の職員を除き、次に掲げる者をいう。

- 一 学生の家族
- 二 学院の卒業生
- 三 地域の義肢装具関係者（国立障害者リハビリテーションセンター義肢装具技術研究部の職員を含む）
- 四 地域の学校関係者（国立障害者リハビリテーションセンター理療教育の職員を含む。）
- 五 地域住民
- 六 その他、教育・医療等に関する有識者

（委員の選任及び委嘱等）

第3条 委員会は、前条各項に掲げる学院の関係者3名以上をもって構成し、委員は、学院長が選任し委嘱する。

2 委員の委嘱期間は、原則として1期2年とし、再任を妨げない。ただし、前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の遵守事項）

第4条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この守秘義務は退任後も同様とする。

（委員の解任）

第5条 委員に次の事由が生じた場合、学院長は、当該委員を解任することができる。

- 一 健康上の理由等により、その職務の遂行に支障が認められる場合

- 二 守秘義務違反等、学院の信用を損なう行為が認められる場合
- 三 その他、学院の運営に重大な支障を生じさせるような行為が認められる場合

(委員会の運営)

第6条 委員会は、原則として年1回開催するものとし、年度当初の適当な時期に速やかに開催する。

- 1 委員会に委員長を置き、委員会の代表として運営をつかさどる。
- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長に事故あるときは、代理の委員がその職務を代行する。

(委員会の検討事項)

第7条 委員会は、学院において前年度末に実施した自己評価の結果を踏まえ、それぞれの立場から評価と意見交換等を行い、必要に応じて諸課題の整理と対策案の検討を行う。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(検討結果の活用)

第9条 委員会は、検討結果を学院長に報告する。

- 2 学院は、委員会の検討結果を踏まえ、以降の学院の質の維持・向上に活かすための検討を行い、必要な措置を講じるように努めなければならない。
- 3 前各項の検討結果は、ホームページに掲載し公表する。

(委員会の事務)

第10条 委員会の事務は、学院養成主事が行う。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、委員会運営に関して必要な事項は学院長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和元年9月6日から施行する。